

神石高原町外国語指導助手派遣業務プロポーザル実施要領

1 業務の名称

神石高原町外国語指導助手派遣業務

2 目的

本業務は、神石高原町立学校及び神石郡神石高原町立保育所に外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図り、児童生徒の言語や文化についての理解を深め、コミュニケーション能力を高めることを目的とする。

3 業務の内容

別紙『神石高原町外国語指導助手派遣業務仕様書』のとおり。

4 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 見積限度額

49,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格ではない。また、提案は上記見積限度額を超えてはならない。

※積算に当たっては、「7. 外国語指導助手の人数」に定める配置人数を考慮するとともに、仕様書に定める業務内容、実施期間その他の条件を踏まえ、必要な経費を算出すること。

6 プロポーザルの方式と参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 神石高原町入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 労働者派遣事業に関する許可を有していること。
- (5) 神石高原町物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成21年神石高原町告示第115号）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。）ではないこと。

- (7) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。）ではないこと。
- (8) 神石高原町と同程度以上の小中学校数を有する自治体において、外国語指導助手派遣に係る業務を元請として履行した実績を有していること。

7 企画提案書の提出方法等

(1) スケジュール

公募開始日	9月18日（金）
参加表明書等提出期限	10月2日（金）17時まで
内容等に係る質問受付期限	10月2日（金）17時まで
質問に対する回答期限	10月6日（火）
企画提案書受付期限	10月13日（火）17時まで
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	10月19日（月）
審査結果の通知	10月26日（月）
仕様書に基づく見積提出期限	10月下旬
契約締結	11月初旬

(2) プロポーザル参加表明書等受付期限

本プロポーザルに参加の意思がある者は、様式第1号「参加表明書」を令和8年10月2日（金）17時までに提出すること。添付書類は次のとおり。

- ・労働者派遣事業許可証の写し
- ・神石高原町と同程度以上の小中学校数を有する自治体における派遣実績がわかるもの

(3) 参加資格確認

参加資格の確認結果については、メールで通知する。

(4) 内容等に係る質問受付期限及び回答

企画提案書作成及び派遣業務の内容等に関する質問事項については、令和8年10月2日（金）17時までに、様式第2号「質問書」により電子メールで質問すること。

受け付けた質問については、提出された質問事項と回答事項を集約したものを令和8年10月6日（火）までに参加者へ電子メールで回答する。

(5) 企画提案書受付期限

令和8年10月13日（火）17時まで

なお、郵送により提出する場合は、書留の扱いとし、同日同刻必着とする。

(6) 提出書類

次のアからウまでの書類一式を綴じ込みの上、正本1部と副本7部を提出すること。なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 企画提案書

企画提案書はA4サイズで統一し、企画提案の内容は、様式第3号「外国語指導に関する派遣業務企画提案書様式」に沿ったものとする。

イ 添付書類

(ア) 会社概要（会社の経営基本理念を含む。）

(イ) その他、企画提案者が必要と認める資料等

ウ 見積書（様式任意）

見積金額は、派遣期間中の本業務に係る費用の見込額とし、消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。ただし、仕様書の内容を踏まえ、業務ごとの積算内訳が明確になるよう記載のこと。

8 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもってこの要領の記載内容に同意したものとする。

ウ 提出された企画提案書は、神石高原町情報公開条例（平成16年条例第11号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日の17時まで（必着）に、辞退届（様式任意）を教育課に持参又は郵送により申し出ること。

9 企画提案の審査及びヒアリング等

企画提案に対する補足説明を受けるため、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
提案者は、企画提案書に沿ってプレゼンテーションをすること。

(1) 審査日

令和8年10月19日(月) ※詳細については別途連絡する。

(2) 場所

審査会：神石高原町役場本庁2階第一委員会室

控室：神石高原町役場本庁2階第三委員会室

(3) 制限時間(1候補者につき) プレゼンテーション	20分以内
ヒアリング	10分以内

※プロジェクター、スクリーン、電源ドラム1台を準備します。PCはお持ちください。

(3) 審査員

教育長、教育課長、教育課調整監、教育課担当職員、小学校長、中学校長の計6名。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を以下の各項目で評価し、採点する。各審査委員の採点数の合計により最も優れた企画書を提案した候補者を受託候補者に選定する。

(2) 評価項目

- ア 英語教育の考え方
- イ 過去の派遣業務実績
- ウ ALTの管理体制
- エ サポート体制
- オ 危機管理体制
- カ ALTの採用・研修

11 事業者選定後の取扱い

- (1) 企画提案に係る審査結果については、企画提案書を審査した全ての事業者に対して、令和8年10月26日(月)までに通知する。
- (2) 町は、選定された事業者1者と、別途町が作成する「仕様書」に基づき、予定価格の範囲内で見積り合わせにより、業務を委託する。
- (3) 町は、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加筆修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。
- (4) 選定された企画書については、次年度以降においても同様の内容で事業を行う場合があるが、本企画の選定をもって、次年度以降における事業者の選定を担保する

ものではない。

- (5) 本業務受託者は、既存 ALT のフォロー業務について、別途協議の上受託するものとする。毎月 1 度の町教委と ALT との会議への出席（受託事業者が、英語で相談に対応することで、細やかな配慮が期待できるため）や、JET プログラムで雇用した ALT へのビザの更新、口座作成、免許変更・更新、住居選定や生活様式の説明や相談、トラブル対応など、町教委と連携したサポートやフォロー）を行う。
- (6) 本業務受託者は、海外姉妹校（オーストラリア バンダバーグクリスチャンカレッジ）との海外研修、姉妹校の訪町事業及び姉妹校等とのウェブ会議のコーディネート業務について、別途協議の上受託するものとする。なお、対象者については当町で選定する。

※当町での英語教育の取り組みは、町 HP をご確認ください。

<https://www.jinsekigun.jp/town/formation/kyouiku/c927/>

1 2 問い合わせ及び提出先

神石高原町教育委員会教育課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

電 話：0847-89-3341

FAX：0847-85-2227

e-mail：jk-gakkyo@town.jinsekikogen.lg.jp